

『小児診療必携 保険診療・社会保障テキスト』初刷 正誤表

このたびは上記書籍をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

本書に以下の誤りがございました。訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

2018年7月31日現在

診断と治療社 編集部

ページ	箇所	誤	正				
39	20行目	自分が居住する	患者が居住する				
85	下から10行目	新生児特定治療室管理料等	新生児特定集中治療室管理料等				
89	表1 初診料（病院・診療所共通）	<table border="1"> <tr> <td>深夜</td> <td>647 (+365)</td> </tr> </table>	深夜	647 (+365)	<table border="1"> <tr> <td>深夜</td> <td>762 (+480)</td> </tr> </table>	深夜	762 (+480)
深夜	647 (+365)						
深夜	762 (+480)						
99	下から9～10行目	上記加算を算定したとき、患者が6歳未満であれば乳幼児加算も併せて算定できる（同じ状況で小児科外来診療料では乳幼児加算を算定できない）。	時間外等の加算は、小児かかりつけ診療料では、6歳未満の加算と同じである。一方小児科外来診療料では、初診時115点、再診時70点減点する（89頁表1参照）。				
139	下から6行目	表1に示すように	（左の文言を削除）				
159	10行目	表2	表4				